平成２８年（フ）第２０６５号
横浜市磯子区岡村２丁目８番21号　岡村ビル305号
債務者　築比地建男
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１４号
横浜市鶴見区馬場５丁目１番12号　ＰＭＣコーポ203
債務者　小島　英幸
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
熊本県菊池市野間口590番地１　デュオ野間口Ｃ―102
債務者　前田　りえ
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前11時　熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
大分県国東市国東町浜崎230番地１
債務者　南　みゆき
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
岡山市北区芳賀1735番地320
債務者　谷口　潤子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１３号
北海道旭川市９条通21丁目７番地の27　フォルテ21
債務者　大野　祐充
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４３号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート１―205
債務者　山本　啓勝
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３７号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地５―501
債務者　濱　　浩之
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
釧路市春採２丁目５番15号
債務者　向谷　利夫
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６２０７号
東京都目黒区八雲５丁目14―21―208　パークサイド矢澤Ⅱ
債務者　谷地村夏子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１０号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目16番７号　ベルフラッシュ105号
債務者　遠藤　豊治
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１４号
神奈川県大和市上和田1824番地38　プラザ・ドゥ・ディーンＢ103
債務者　平山　廣志
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１５号
横浜市保土ケ谷区西久保町１番地４　西久保町公園ハイツ１号棟217号室
債務者　大山　令子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２１号
横浜市南区大岡５丁目15番７号　ハウゼ上大岡203
債務者　謝花　寛之
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２２号
横浜市南区六ツ川２丁目76番地７　ＥＬＡＮⅢ　102号室
債務者　中野　祐介
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部